

令和7年函審第2号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年9月5日06時05分

北海道浜鬼志別漁港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 20.15メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 691キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、平成25年5月に進水し、ほたて貝けた網漁業に従事する一層甲板型の軽合金製漁船で、船体中央部やや船尾寄りに操舵室、同室後方に連続して煙突及び船員室を配し、上甲板下には船首から順に船首倉庫、魚倉、機関室及び舵機室を配し、操舵室には、同室前面に窓枠によって3分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪及び自動操舵装置、その左舷側にレーダー2台及び機関回転計、右舷側にGPSプロッター、魚群探知機及び機関遠隔操縦装置を備えていた。

また、上甲板上には、船首部中央にブームの長さ約9メートル、仰角の使用範囲0度ないし85度のデリック、その基部にカーゴウインチ、両舷船尾部にけた網巻揚げ用のリールドラム付きウインチ（以下「巻揚機」という。）各1台が設置され、それぞれに操作盤が併設され、操作盤に組み込まれたレバーで操作するようになっていた。

(2) ほたて貝けた網漁

Aのほたて貝けた網漁は、「八尺」と称する18本の爪の付いた幅2.4メートル、長さ1.5メートル及び高さ0.4メートルの鉄製枠と袋網から成る重さ約400キログラムのけた網に直径18ミリメートルの鋼製曳航索を結着し、両舷に引いて海底のほたて貝を採捕するもので、曳網した後、甲板員1人を巻揚機の操作盤に就け、船長がデリック用操作盤の船首側に船尾方に向けて立った姿勢で、両舷のけた網を巻揚機で海面近くまで引き上げて一旦保持し、曳航索を結着したまま、左舷側のけた網から、仰角60度で舷外に振り出したデリックを使用して吊り上げ、漁獲物等を甲板上に取り出し

て仮置きしたら、八尺を舷縁に斜めに据え付け、その後、右舷舷側に保持したけた網を、右舷側に僅かな船体傾斜を生じた状態で、同様の手順で揚収して一連の操業を終え、再び投網する作業を繰り返して行うものであった。

そして、Aでは、巻揚機で右舷舷側に保持したけた網の揚収時、同網の重量を受けて横傾斜モーメントが働き、平素よりも過大な船体傾斜を生じた際には、舷外に振り出したデリックでけた網を吊り上げると、同網の荷重がデリック先端に移動するとともにけた網が右舷側に大きく振れて同モーメントを増加させることがあったので、同網を吊り上げる前に、揚収を中断して漁獲物等を取り出し、けた網の重量を減じて船体傾斜を修正するとともに、吊り上げた同網の横振れを抑制するため、けた網に結着した曳航索の緊張を維持するよう乗組員に指示が出されていた。

(3) a 受審人の経歴

a 受審人は、23歳頃A先代のほたて貝けた網漁船に甲板員として乗り組むようになり、その後A新造時から引き続いて同船に乗船し、令和6年3月からは前任の船長に代わって船長職を執っていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首1.1メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和6年9月5日04時45分北海道知来別漁港を発し、同漁港南東方沖合約5海里的の漁場に向かった。

a 受審人は、05時05分前示漁場に至り、05時15分1回目の投網を行って南東方向に曳網を始め、06時00分浜鬼志別灯台から111.5度（真方位、以下同じ。）3.89海里的の地点付近で、船首を145度に向け、機関を中立運転にかけ、漂泊して揚網を開

始し、その後緩やかに右転しながら、甲板員 1 人を巻揚機の操作盤に就け、自らはデリック用操作盤の船首側に船尾方を向いて立った姿勢で、両舷のけた網を巻揚機で海面近くまで引き上げて一旦保持し、左舷側のけた網を、舷外に振り出したデリックを使用して吊り上げ、漁獲物等を甲板上に取り出して仮置きし、八尺を舷縁に斜めに据え付け、06 時 04 分半少し過ぎ浜鬼志別灯台から 111.5 度 3.89 海里の地点で、左舷側のけた網の揚収を終えた。

左舷側のけた網の揚収を終えたとき a 受審人は、巻揚機で右舷側に保持したけた網の重量を受けて横傾斜モーメントが働き、平素よりも過大な 10 度の船体傾斜が生じたのを認め、舷外に振り出したデリックで同網を吊り上げると、けた網の荷重がデリック先端に移動するとともに同網が右舷側に大きく振れて同モーメントを増加させ、右舷側に大傾斜するおそれがあったが、この程度の傾きであれば、まさか転覆することはないものと思い、揚収を中断して漁獲物等を取り出し、けた網の重量を減じて船体傾斜を修正するとともに、吊り上げた同網の横振れを抑制するため、けた網に結着した曳航索の緊張を維持するよう乗組員に指示するなど、船体傾斜増大の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、けた網に結着した曳航索の緊張を維持するよう乗組員に指示しないまま、舷外に振り出したデリックで右舷側のけた網を吊り上げたところ、同網の荷重がデリック先端に移動するとともにけた網が右舷側に振れて横傾斜モーメントを増加させ、右舷側に大傾斜したことから、デリックを操作して右舷側への船体傾斜を修正しようと試みたものの、効なく、06 時 05 分浜鬼志別灯台から 111.5 度 3.89 海里の地点において、A は、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、船首が 293 度を向いたとき、復

原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力2の南風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

転覆の結果、機関及び計器等に濡損を生じ、a受審人ほか乗組員全員が海中に投げ出されたが付近にいた僚船に救助された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、浜鬼志別漁港南東方沖合において、ほたて貝けた網漁業に従事中、巻揚機で右舷舷側に保持したけた網の重量を受けて横傾斜モーメントが働き、平素よりも過大な船体傾斜を生じた際、船体傾斜増大の防止措置が不十分で、舷外に振り出したデリックで同網を吊り上げ、けた網の荷重がデリック先端に移動するとともに同網が右舷側に振れ、同モーメントを増加させて右舷側に大傾斜したことにより、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、浜鬼志別漁港南東方沖合において、ほたて貝けた網漁業に従事中、巻揚機で右舷舷側に保持したけた網の重量を受けて横傾斜モーメントが働き、平素よりも過大な船体傾斜を生じたのを認めた場合、舷外に振り出したデリックで同網を吊り上げると、けた網の荷重がデリック先端に移動するとともに同網が右舷側に大きく振れ、同モーメントを増加させて右舷側に大傾斜するおそれがあったのだから、揚収を中断して漁獲物等を取り出し、けた網の重量を減じて船体傾斜を修正するとともに、吊り上げた同網の横振れを抑制できるよう、けた網に結着した曳航索の緊張を維持するよう乗組員に指示するなど、船体傾斜増大の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、この程度の傾きであれば、まさか転覆することはないものと思い、船体傾

斜増大の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、舷外に振り出したデリックでけた網を吊り上げ、同網の荷重がデリック先端に移動するとともにけた網が右舷側に振れ、横傾斜モーメントを増加させて右舷側に大傾斜したことにより、舷縁を越えて大量の海水が流入し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、機関及び計器等に濡損を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁